

医 政 発 0 6 1 5 第 2 1 号
令 和 5 年 6 月 1 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療計画について」の一部改正について

医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって参考とすべき指針については、「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）によりお示ししているところであるが、局長通知の一部を別紙のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

貴職におかれては、これを御了知の上、医療計画の作成と推進に遺憾なきを期されたい。

○ (「医療計画について」の一部改正について) 新旧対照表

(下線は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙)</p> <p>医療計画作成指針</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 医療計画作成の手順等</p> <p>都道府県が医療計画を作成する際、技術的見地からみて全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準病床数の算定方法</p> <p>(1) 基準病床数の算定方法</p> <p>基準病床数の算定は、次に掲げる方式によること(規則第30条の30)。</p> <p>① 療養病床及び一般病床に係る基準病床数は、アの算定式により算出した数と、イの算定式により算出した数に、ウにより算定した数を加減した数の合計数を標準とする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(注6) 「病床利用率」とは、厚生労働大臣が定める療</p>	<p>(別紙)</p> <p>医療計画作成指針</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 医療計画作成の手順等</p> <p>都道府県が医療計画を作成する際、技術的見地からみて全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準病床数の算定方法</p> <p>(1) 基準病床数の算定方法</p> <p>基準病床数の算定は、次に掲げる方式によること(規則第30条の30)。</p> <p>① 療養病床及び一般病床に係る基準病床数は、アの算定式により算出した数と、イの算定式により算出した数に、ウにより算定した数を加減した数の合計数を標準とする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(注6) 「病床利用率」とは、厚生労働大臣が定める療</p>

改 正 後	改 正 前
<p>養病床又は一般病床の病床利用率について、各都道府県における療養病床又は一般病床の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床又は一般病床の病床利用率以上当該地域の直近の療養病床又は一般病床の病床利用率の範囲内で、都道府県知事が当該都道府県の状況を勘案して定める値とする。</p> <p><u>なお、「当該地域の直近の療養病床又は一般病床の病床利用率」は、原則、入手可能な最新のものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、最新のデータをそのまま使うことが妥当ではない場合も考えられることから、そのような場合には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない「令和元年の病床利用率」又は「平成28年から令和元年の病床利用率の平均」を用いることも差し支えないものとする。</u></p> <p>(注7)～(注9) (略)</p> <p>(備考) (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p>	<p>養病床又は一般病床の病床利用率について、各都道府県における療養病床又は一般病床の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床又は一般病床の病床利用率以上当該地域の直近の療養病床又は一般病床の病床利用率の範囲内で、都道府県知事が当該都道府県の状況を勘案して定める値とする。</p> <p>(注7)～(注9) (略)</p> <p>(備考) (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p>